

# 後志広域連合 広域連合だより

第6号

平成24年 11月発行  
後志広域連合  
〒044-8588  
虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
後志合同庁舎車庫棟2階  
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466  
ホームページ: <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

## 平成24年第2回後志広域連合議会臨時会開催

平成24年第2回後志広域連合議会臨時会が8月22日倶知安町のホテル第一会館3階会議室で開催されました。

提出案件については、平成24年度補正予算案1件が可決されました。

【提出案件】◇議案第1号 平成24年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)・・・原案可決



## ～介護保険課からのお知らせ～

### ○高額介護サービス費の支給申請について

介護保険には、利用者の負担軽減のために、同じ月内で負担するサービス費の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が、右表の負担上限額を超えたときは、超えた分を「高額介護サービス費」として後から支給される制度があります。

この高額介護サービス費の支給を受けるには、高額介護サービス費支給申請書の提出が必要です。該当される方は、お住まいの町村役場の介護保険担当窓口にご相談ください。

利用者負担段階		高額介護サービス費の負担上限額(月額)
第1段階	高齢福祉年金受給者で、世帯全員が市町村民税非課税の方、又は生活保護受給者	15,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方	24,600円
第4段階	上記以外の方	37,200円

※ 一度申請書をご提出いただきますと、それ以降につきましては高額介護サービス費の該当がある場合は、自動的にご指定の口座へ振り込みすることとなります。

※ 施設入所・ショートステイ・入院等の食費・居住費、差額ベッド代、日常生活費等の費用、住宅改修及び福祉用具購入の自己負担分は高額介護サービス費の支給対象になりません。

### ○介護保険料は必ず納めましょう

皆様から納めていただく介護保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源となるものです。

「みんなで支え合う」という制度の趣旨をご理解いただき、介護が必要になったときに誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

#### 介護保険料を納めなかったらどうなるの？

1年以上滞納した場合	利用したサービス費をいったん全額自己負担します。後日、申請により保険給付分(費用の9割)が払い戻されます。
1年6ヶ月以上滞納した場合	利用したサービス費をいったん全額自己負担し、後日、保険給付分の払い戻し申請をしても、一部又は全部が一時的に差し止められます。
2年以上滞納した場合	保険料を納めていない期間に応じて、利用者負担が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等も受けられなくなります。

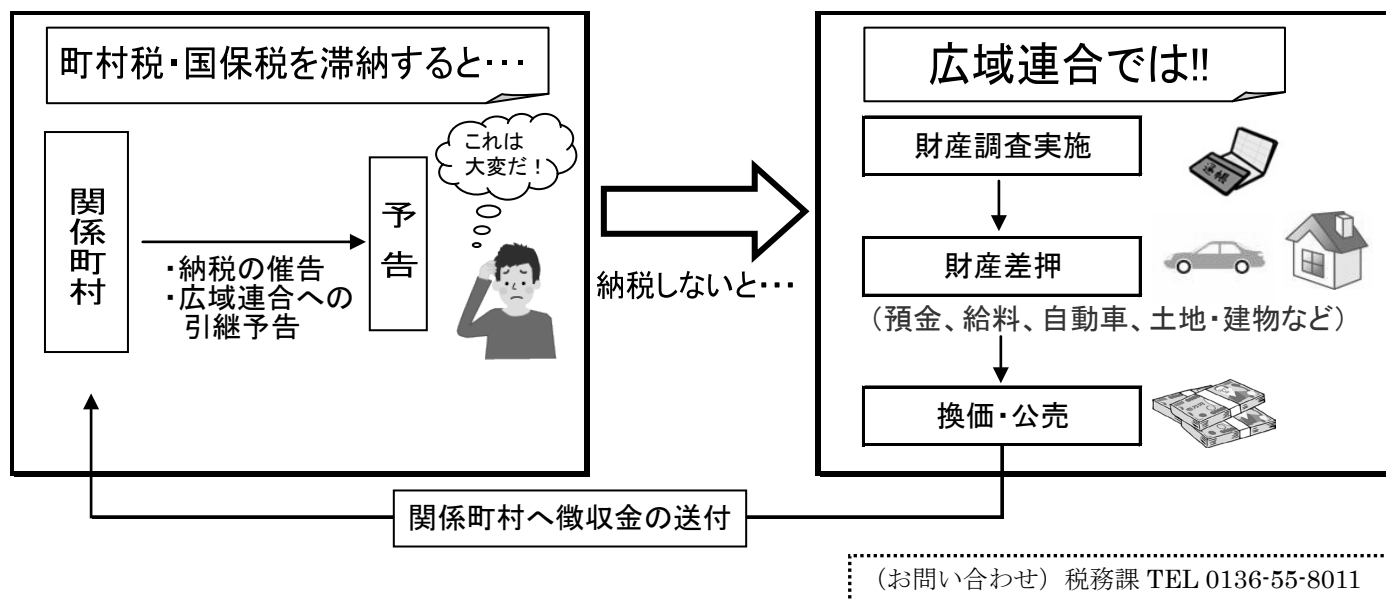
※ 災害など特別な事情があると認められたときは、保険料の減免等を受けられる場合がありますので後志広域連合又はお住まいの役場介護保険担当までご相談ください。

(お問い合わせ) 介護保険課 TEL 0136-55-8013

## ～税務課からのお知らせ～

税務課では、関係町村から町村税・国民健康保険税に係る徴収の依頼を受けた滞納事案について、税の公平性を確保するため迅速かつ効果的に滞納処分することによって、徴収率の向上及び滞納額の縮減を図っています。

また、研修等を実施することによって、関係町村の徴収実務の知識・技術の蓄積を図り、徴収力の強化を目指しています。



## ～国民健康保険課からのお知らせ～

### ○ 国民健康保険一部負担金の減額・免除及び徴収猶予について

世帯主、又は主たる生計者の方が下記のいずれかに該当したことにより、その生活が著しく困難となった場合において必要と認められるとき、申請により一部負担金(医療費の自己負担分)の支払いについて、減額・免除又は徴収猶予を受けることができます。

- (1) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (2) 震災、風水害、火災、その他これに類する災害により資産に重大な損害を受けたとき。
- (3) 事業の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 上記に掲げる事由に類する事由があったとき。

※1 他制度の適用が可能であるときは、その制度を使用していただくことになります。

※2 すでに一部負担金の支払いを済ませたものは、原則として減免等の対象にはなりません。

徴収猶予・減免の認定基準など、詳しい内容・相談等については、後志広域連合国民健康保険課 保険給付係 (TEL0136-55-8012) までお問い合わせください。